

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
一	三七六、〇〇〇
二	四二六、〇〇〇
三	四七九、〇〇〇
四	五四五、〇〇〇
五	六二二、〇〇〇
六	七二八、〇〇〇
七	八五二、〇〇〇

第九条第一項中「第四条、」及び「、県職員給与条例第四条第六項中「十二月」とあるのは、「十二月(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))については、十二月に相当する期間」とを削り、「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「第六条、」及び「、学校職員給与条例第六条第六項中「十二月」とあるのは、「十二月(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))につい

ては、十二月に相当する期間」とを削り、「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
一	三九九、〇〇〇
二	四六一、〇〇〇
三	五二四、〇〇〇
四	六一〇、〇〇〇
五	七一一、〇〇〇
六	八一二、〇〇〇

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
一	三二九、〇〇〇
二	三六七、〇〇〇
三	三九六、〇〇〇

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の場合、切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において佐賀県職員給与条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額等の切替え)

第四条 切替日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則で定める。

一 給与条例別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第七条第三項の規定による給料月額

三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額
(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定める

これに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第六条 附則第二条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の任期付職員条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は附則第十条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第八条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七条第二

<p>項、第七条の二第二項及び第十七条第五項（給与条例第十七条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第七条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第七条の二第二項及び第十七条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十七年改正条例附則第七条の規定による給料との合計額」とする。</p> <p>2 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>一 任期付職員条例第七条第四項</p> <p>二 任期付研究員条例第五条第五項</p> <p>（平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例の適用に関する特例）</p> <p>第九条 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第九条の二第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第九条の二第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

<p>第九條の二第二項第六号</p> <p>百分の三</p> <p>百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p>	<p>第九條の三</p> <p>百分の十五</p> <p>百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p>
--	--

(人事委員会規則への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第十一条 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十二年佐賀県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とする。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で任命権者が別に定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して任命権者が別に定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改める。

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十三条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で知事が別に定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して知事が別に定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十四条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十五条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「(以下この項において「調整期間」という。)、(以下この項において「復帰の日」という。)」及び「し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮」を削り、同条第二項を削る。

(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十六条 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

第九条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十七条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第十七条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則別表第一（附則第2条関係）

職 務 の 級 の 切 替 表

給 料 表	旧 級	新 級
行 政 職 給 料 表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
公 安 職 給 料 表	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級

附則別表第二 (附則第3条関係)

号 給 の 切 替 表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37